

F 薬剤防除法

(1) 水稲

「E 水田除草剤の適正使用」を参照

(2) いぐさ

湛水散布を行う薬剤に関しては、田面が露出しないように7日間以上は止水する。散布の際には二重散布やふり込みに注意する。

1) 湛水処理剤

ワンオールS 1キロ粒剤、ワンオール粒剤の使用は3月下旬までとする。

2) 落水散布剤

セレクト乳剤は高温時は薬害が出やすいので注意する。ハーモニー細粒剤Fは落水管理期に処理をする。処理後15日間は入水しない。

(3) 飼料用とうもろこし

ワンホープ乳剤は品種によっては薬害が出やすいので注意すること。

(4) 茶

幼木園においては畦間と茶園周り、成木園においては茶園周りに使用し、茶の木に薬剤が掛からないよう注意する。斜面に使用する場合は、吸収移行型の除草剤は法面崩落の恐れがあるので除草剤の選択に注意する。



農業使用時はラベルをよく読み、記載された登録内容に基づいて使用するとともに、農業の使用を指導する際は最新の登録情報を入手してください。



熊本県の防除指針に採用されている農薬の検索システムへのアクセスはこちら！